

有田町地域包括支援センター基本指針・運営指針

平成30年3月
令和3年4月改正
有田町健康福祉課
(有田町地域包括支援センター)

I 指針の趣旨

この「有田町地域包括支援センター基本指針・運営指針」（以下「指針」という。）は、有田町地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方や、業務推進の指針などを明確にするとともに、センター業務の円滑で効果的な実施に資することを目的に策定する。

II 有田町地域包括支援センターの意義・目的

センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。（介護保険法第115条の46）

センターの設置主体は有田町（以下「町」という。）であることから、町はセンター設置の目的を達成するための体制整備などに努め、その運営について適切に関与する。

具体的には、地域の関係機関の連絡体制の構築など重点的な取組み方針について、町と関係部局とセンターが共通認識のもと、共同して適切な運営に努める。

町が設置する地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、町の意志決定に関与し、もって、適切、公平かつ中立なセンター運営を確保するものとする。

III 運営上の基本的視点

1 公益性の視点

(1) センターは、町の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

(2) センターの運営費用は、町民の負担する介護保険料や、国・県・町の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。

2 地域性の視点

(1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

(2) 地域ケア会議などの場を通じて、地域の住民や関係団体などの意見を幅広く吸い上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

3 協働性の視点

(1) センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職種が相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体をチームとして支える。

(2) 地域の保健・福祉・医療の専門職種やボランティア、民生委員などの関係者と連携を図りながら活動する。

IV 運営について

1 地域包括ケアシステムの推進

町は、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進する。

センターは、「地域包括ケアシステム」を推進するための中核的機関として、地域ごとのニーズを的確に把握し、地域に置いて包括的支援事業を実施する。

2 運営体制

(1) 職員体制

・介護保険法施行規則第140条の66に定める基準に則りセンターには以下の3職種を配置しなければならない。

- ①保健師その他これに順ずる者
- ②社会福祉士その他これに順ずる者
- ③主任介護支援専門員その他これに順ずる者

(2) 職員の職務

- ・職員は、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域の特性に応じた事業運営を行うとともに、各年度の目標を設定し、目標達成に向けての事業運営に努める。また、年度末には設定した目標に対する事業の評価を行う。
- ・職員は、自己評価により課題を見出し、次年度に向けて課題の解決方法を検討する。

(3) 職員の姿勢

- ・センター長は、各職員及びセンター全体の業務を把握し、一部の業務や、一部の職員の業務が集中することなく業務の調整が図られるよう業務管理に努める。
- ・センター職員は、中立・公正な立場であることを共通認識として業務を遂行する。
- ・センター職員は、センターの設置目的と基本的機能を理解した上で、業務を遂行する。
- ・センター職員は、抱えている事例や対処方法について相互に報告し合い、3職種が協働して「チーム」として検討しながら業務を遂行する。

(4) 職員の資質の向上

- ・専門性の維持向上を目的に、研修会に参加するなどの取組みを積極的に行なわなければならない。
- ・職員の専門性の向上のため研修に参加できるよう業務分担などについて配慮し、一部の職員が研修を受講した場合、センター内で研修内容を共有するために、受講内容の報告・伝達が行えるよう体制を整える。
- ・町が主催する研修に参加するように努めなければならない。

(5) 書類の整備

- ・実績報告書・事業計画などの書類については期日内の提出を行う。
- ・職員の変更などがあった場合においても変更届出書を速やかに提出する。
- ・相談記録や関係文書などの情報を適切に管理し、保管する。

(6) 苦情対応

- ・センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応などを記録し、必要に応じて速やかに町に報告する。
- ・プライバシー保護のために、第三者に触れない区画を設ける。

(7) 緊急時の体制

- ・センターの開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう連絡体制や連絡網などを整備する。
- ・休日や夜間などの連絡先は、町の代表番号（0955-46-2111）とし、緊急時は、センター職員へと連絡が行なえるようにしなければならない。

(8) 個人情報の保護

- ・個人情報の保護に留意し、個人情報の取扱いについては、「有田町個人情報保護条例」

に基づくものとする。

- ・個人情報漏えいした場合は、センター長へ速やかに報告する。

(9) 広報活動

- ・センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るために、広報紙などを活用し、様々な場所や機関への配布を行なうなど、町民及び関係者へ積極的に広報する。

(10) 窓口機能の強化

- ・センターの業務全般を効果的に推進するため、住民の利便性を考慮し、在宅介護支援センターなどを窓口（ブランチ）として活用し、相談の受け付け体制を整備する。

V 包括的支援事業

1 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげるなどの支援を行なう。

業務の内容としては、初機段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の把握を行なう。

(具体的な取組み)

- ・町内3カ所の在宅介護支援センターをブランチとし、広く相談窓口機能を設ける。
- ・相談業務については、相談内容を問わず、センター長へ報告し、相談業務終了に関するセンター長への報告及び決裁をもって終結とみなす。

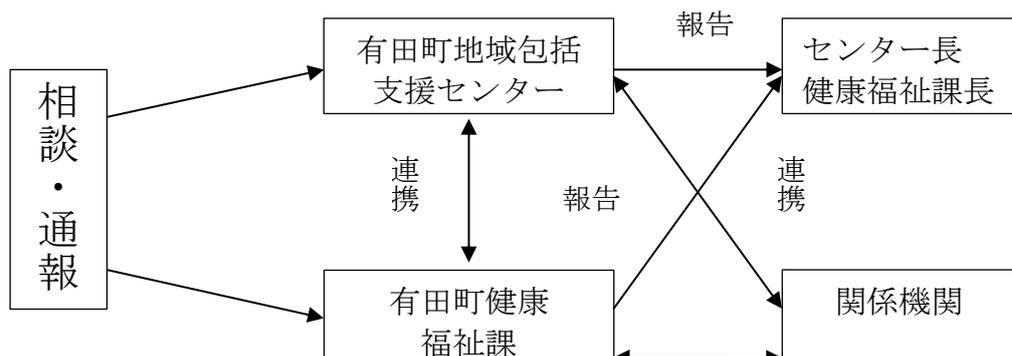
2 権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決ができない、適切なサービスなどにつながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が地域において、安心して尊厳ある生活を行なうことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行なう。

業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設などへの措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活維持を図る。

(具体的な取組み)

- ・成年後見制度の町長申立てに関する判断は「有田町成年後見制度における町長による審判請求手続などに関する要領」を基準とする。
- ・高齢者虐待が発見された際は、速やかに町へ連絡し、町の関係機関及び専門機関との連携のもと解決を図るように努める。



- ・重篤な高齢者虐待が発見され、長期に渡る支援が予想される場合は、関係機関を参集し、会議を開くように努めなければならない。なお会議は、個人情報保護に鑑み必要最低限の参集とする。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関などの連携、住宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働などにより連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援などを行なう。

業務の内容としては、「地域ケア会議」などを通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例などへの指導・助言を行う。

(具体的な取組み)

- ・介護支援専門員を対象とした研修会・事例検討会などに開催計画を作成する。
- ・町と協力して、介護支援専門員のニーズの把握及び多様な関係機関及び関係者との意見交換の場を設けるように努める。

○町事業との連携

4 地域ケア会議

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を行なう。センターが主となり、個別事例を扱う会議を「個別地域ケア会議」とし、町が主となり、町全体の制度や政策提言を行なう会議を「地域ケア会議（町全体レベル会議）」とする。町の介護支援専門員の資質の向上や高齢者福祉の向上を目的として開催し、双方の地域ケア会議において必要な助言・指導を行う。

(具体的な取組み)

- ・概ね2ヶ月に1回「個別地域ケア会議」を実施する。「個別地域ケア会議」では、比較的要介護度が低い者のケアプランを中心に、介護支援専門員に対象者の「介護予防」「自立」を促すケアプランの作成に必要な気づきを促せるような助言・指導を行う。構成員に関しても、介護関係者のみではなく、他職種連携参加による会議となるようにする。また、他職種の参加を促すために、年度当初にスケジュールをたてる。
- ・概ね1年に1回開催される「地域ケア会議（町全体レベル会議）」においては、「個別地域ケア会議」で見つかった町の問題点解決のために必要な政策提言を行なう。「地域ケア会議（町全体レベル会議）」では、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に視点する中核機関としての職務を鑑み、包括的な提言を行なう。

5 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携に努める。

(具体的な取組み)

- ・伊万里・有田地区医師会と連携し、医療と介護の連携のための合同研修会などの開催に努める。
- ・各医療機関との情報共有の仕組みを設け、スムーズに介護サービスへつなげることができるよう介護支援専門員と医療関係者との情報共有体制の構築を行なう。

6 生活支援体制整備事業

地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態となることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に係る体制を整備するために、ボランティア団体、NPO法人、民間企業、共同組合、コミュニティーワーカーなどの連携に努める。

(具体的な取組み)

- ・地域資源の把握のため、必要に応じて協議体に情報提供を行ない、また、会議に出席する。

7 認知症総合支援事業

保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行なうため、認知症に見識を有する者が中心となり、早期発見・早期治療ができる体制の整備に努める。

(具体的な取組み)

- ・町内の認知症地域支援推進員と連携し、広く相談窓口機能を設け早期発見に努める。
- ・必要に応じて、認知症初期支援集中チームと連携を図り、専門機関などとの連携を図る。
- ・認知症に関する理解を広めるため、広報や相談窓口で適切な知識の普及に努める。

VI 介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、本人ができる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と生活の質の向上を目指すための支援に努める。

事業参加状況、目標達成、適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、的確にモニタリングを行い、事業終了後も対象者に必要な支援を判断し、必要に応じたフォローアップを行なう。

(具体的な取組み)

- ・居宅介護支援事業所・介護保険サービス提供事業所などの紹介を公正・中立に行なう。
- ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託先が、特定の居宅介護支援事業所に偏らない。また、偏りが生じた場合は、是正に努める。
- ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託する場合、委託先の業務に支障のない範囲で委託する。
- ・地域ケア会議などを通じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるような「介護予防」「自立支援」に重きをおいたケアプランを作成し、他職種の視点を活用した支援に努める。
- ・地域に存在するインフォーマル資源を積極的に活用する。

・町は

①介護予防支援計画（介護予防給付）

②介護予防ケアマネジメント A（相当サービス）

③介護予防ケアマネジメント C（短期通所 C）

の3つのケアプランがある。適宜、ケアプランを使い分けて必要な支援を実施する。

- ・必要に応じて、認定調査表、主事意見書、基本チェックリスト、興味関心シートを使用する。

- ・サービス担当者会議には、本人又は家族が出席できるように努める。

VIIその他

1 運営協議会について

- ・1年に1回以上は、運営協議会にセンターの活動などについて報告しなければならない。

2 当該指針について

- ・当該指針は必要に応じて内容などの変更をするものとする。なお、指針の変更を行なった場合には、遅延なくセンターに報告するものとする。